

平成26年度学校基本調査結果確報（北海道分）

調査の概要

1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査
学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

3 調査期日

平成26年5月1日（昭和23年度から毎年実施）

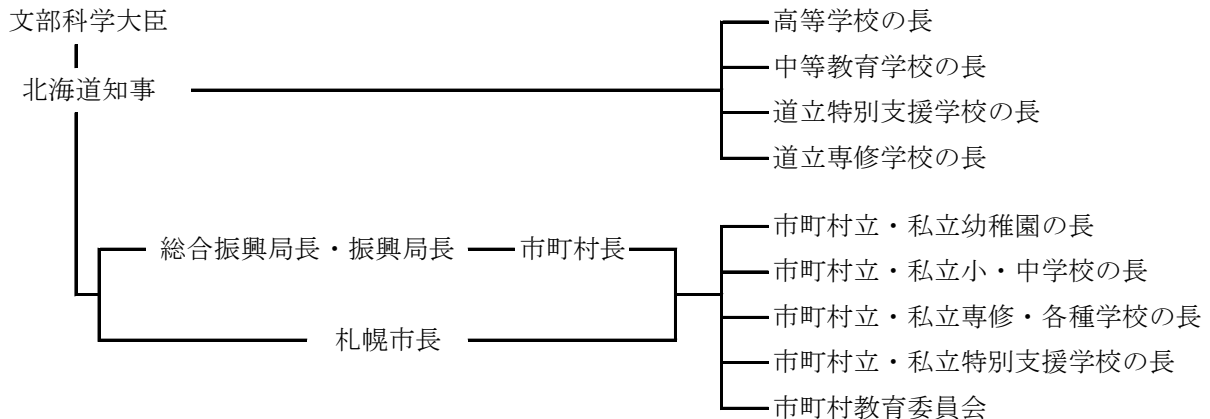
4 調査対象

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校

5 調査事項

- (1) 学校数、学級数、園児数、児童数、生徒数、教員数、職員数及び理由別長期欠席者数
- (2) 卒業者の進学、就職等の状況

6 調査系統



7 調査方法

学校（園）による自計報告

〈利用上の注意〉

この数値は、文部科学省が公表した確定値の引用と、北海道内分の集計を行ったものである。

また、文部科学省が直接調査している国立の学校の数値についても集計に加えている。

なお、構成比及び比率については、表章単位未満を四捨五入したため、内訳の合計が一致しない場合がある。

※ 文部科学省における「就職率」の取扱い

文部科学省では、これまで「就職（内定）状況調査」及び「学校基本調査」において、「就職率」という表現を使用し、それぞれの定義を前者は「就職希望者に占める就職者の割合」、後者は「卒業者に占める就職の割合」と異なる取扱いをしてきましたが、今後は就職（内定）状況調査の算出方法によるものを「就職率」と称し、平成26年度以降の学校基本調査については、「卒業者に占める就職者の割合」と称することとしました。